

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

| | |
|------|----------|
| 所管所属 | 景観まちづくり課 |
|------|----------|

不動産鑑定業者の登録換え

| | |
|------|--|
| 根拠条文 | 不動産の鑑定評価に関する法律第26条第1項 不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に登録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。 (1) 国土交通大臣の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における事務所を廃止するとき。 (2) 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県以外の都道府県にも事務所を設けるとき。 (3) 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県における事務所を廃止して、他の都道府県に事務所を設けるとき。 |
|------|--|

| | |
|------|--|
| 審査基準 | ◎登録換えの申請について ・不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第30条 ◎登録の拒否について ・不動産の鑑定評価に関する法律第25条 |
|------|--|

| 標準処理期間 | 標準処理期間の内訳 | | | | 備考 |
|--------|-----------|---|--------|----------|----|
| | 受付 | | 処理 | | |
| 7日 | 機 関 | 日 | 機 関 | 景観まちづくり課 | |
| | 期 間 | | 期 間 | 7日 | |